

「ひとり暮らし等高齢者登録」 をご存知ですか・・・？



【目的】

市内にお住まいの方で、親族との交流機会が少ないなど、在宅生活に不安をもつ高齢者の生活を支援します。

内容としては、高齢者自身や家族の状況を登録することで、民生児童委員、地域包括支援センターなど地域の支援者が見守りを行います。

【対象者】

- ・65歳以上のひとり暮らし高齢者
 - ・65歳以上の高齢者世帯
 - ・高齢者世帯に準じる世帯
(65歳未満の親族等と同居しているが、親族等も病気又は障害により緊急時の対応ができない世帯)
- ※施設入所や長期入院している方、日中のみひとりになる方、ほぼ毎日家族との交流している方は対象外です。

状況に応じて、次の福祉サービスを利用することができます。

★日常生活用具給付事業

★ひとり暮らし高齢者見守り(乳酸菌飲料配布)事業

★緊急通報装置等レンタル事業

★軽度生活援助(えがおでサポート)事業

★福祉電話レンタル事業

★寝具洗濯サービス事業



※各事業説明、ご不明な点は地域連携情報サービス室までいつでもご相談ください。